# 独 立 役 員 届 出 書

## １．基本情報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会社名 | あすか製薬ホールディングス株式会社 | コード | 4886 |
| 提出日 | 2025/6/6 | 異動（予定）日 | 2025/6/24 |
| 独立役員届出書の提出理由 | 定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため | | |
| ☑ | 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１） | | |

## ２．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

| 番号 | 氏名 | 社外取締役／社外監査役 | 独立役員 | 役員の属性（※２・３） | | | | | | | | | | | | | 異動内容 | 本人の同意 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | 該当なし | | |
| 1 | 粟林稔 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 2 | 榎戸康二 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 3 | 苅田香苗 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 4 | 加藤聖子 | 社外取締役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |
| 5 | 木村高男 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | | 有 |
| 6 | 山下功起 | 社外監査役 | ○ | | | | | | | | | | | | | ○ | 新任 | 有 |

## ３．独立役員の属性・選任理由の説明

| 番号 | 該当状況についての説明（※４） | 選任の理由（※５） |
|---|---|---|
| 1 | | 企業経営や業務執行の監督に関する深い見識、貿易および国内外の流通に関する豊富な知見、加えて米国コンサルティング会社での海外勤務経験を有しており、当社グループの経営に対し適切な助言・監督を行っていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |
| 2 | | 企業経営や業務執行の監督に関する深い見識、事業再生・新規事業分野における豊富な経験、さらには海外勤務で培ったグローバルな視点も有しており、当社グループの経営に対し適切な助言・監督を行っていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |
| 3 | | 医学者として公衆衛生学の分野における高いレベルの専門知識と幅広い経験を有しており、さらには男女共同参画への積極的な取組みなどから、当社グループの経営に対し適切な助言・監督を行っていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |
| 4 | | 医学者として産婦人科領域における最高レベルの専門知識と幅広い経験を有しており、当社グループの医薬品事業開発等における重要事項の決定および業務執行の監督等、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に対し重要な役割を果たしていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |
| 5 | | 医薬品開発に精通しているだけでなく、企業経営に関する豊富な経験も兼ね備えており、客観的かつ中立的な立場から当社の取締役会に対する監査を適切に行っていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |
| 6 | | 税理士として、主に税務・財務等の専門的見地に基づき、客観的かつ中立的な立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただけると判断いたしました。また、当社の定める社外役員の独立性に関する基準および東京証券取引所の定める独立役員の要件をすべて満たしており、当社の一般株主との間に利益相反を生じる恐れがないことから、独立役員として指定いたしました。 |

## ４．補足説明

当社は、次のとおり「社外役員の独立性に関する基準」を定めております。

【社外役員の独立性に関する基準】
1．本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。
（1）当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者
（2）当社の主要株主（注２）（過去3年間において主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社グループが主要株主になっている（過去3年間において主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者
（3）当社グループと重要な取引関係がある会社（注３）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者
（4）当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注４）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者
（5）当社グループから一定額を超える寄付等（注５）を受けている法人・団体等の業務執行者
（6）当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間において当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者
（7）当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間において当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者
（8）上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族
（9）その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（8）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者
（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。
（注2）主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。
（注3）重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
（ⅰ）当社グループを重要な取引先とする者
直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者
（ⅱ）当社グループの重要な取引先である者
直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者
（注4）多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。
（注5）一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。
2．上記（1）から（9）のうち抵触するものがある場合でも、グループ指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　　a.　上場会社又はその子会社の業務執行者
　　b.　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　　c.　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　　d.　上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　　e.　上場会社の兄弟会社の業務執行者
　　f.　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　　g.　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　　h.　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　　i.　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　　j.　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　　k.　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　　l.　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。